

食安輸発第1110001号
平成20年11月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

おもちゃの検査の取扱いについて

本年3月31日付けで、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）のうち乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ（以下「指定おもちゃ」という。）の範囲に係る部分が改正されるとともに、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のうち指定おもちゃの規格基準に係る部分が改正されたところです。

今般、社団法人日本玩具協会から、玩具安全基準（以下「ST基準」という。）に基づく従前の検査結果について自主検査結果としての受入の要望がありました。

つきましては、本改正はST基準との整合性を考慮した規格基準の改正であること、これまでもST基準は食品衛生法上のおもちゃの規格基準と同等以上であること、ST基準による検査は食品衛生法上の登録検査機関で実施されてきたこと等を勘案し、平成20年9月30日までに下記の登録検査機関が発行したST基準による試験成績書が、輸入届出書に添付された場合は、平成21年12月31日まで自主検査結果として受け入れることとしますので、対応方よろしく願います。

なお、下記の検査機関については、地方厚生局が立入調査を行った際に、不適切な検査結果は確認されなかったことを、念のため申し添えます。

記

(財)日本文化用品安全試験所 東京事業所

(財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所

(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター東京事業所

(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター大阪事業所

(財)化学物質評価研究機構 東京事業所